

家族呼寄せに関するご案内

1 あなた（注 1）は、次の①から③をすべて満たす場合、あなたが日本に来る前に一時滞在していた国にいるあなたの親族を日本に呼び寄せることができます。

① UNHCR が、あなたが呼び寄せようとしている親族（以下、「呼寄せ親族」と書きます。）を国際的な保護の必要な者と認めていること。

② UNHCR が、「呼寄せ親族」の保護を日本に推薦していること。

③ あなたと「呼寄せ親族」の相互扶助（お互いに助け合うこと。詳しくは別紙 1 へ）によって、日本でそれぞれの生活を維持していくことができると認められること。

2 あなたが、親族の呼寄せを希望する場合は、どのような場合に呼寄せができるのかや、必要な書類などについて、RHQ（注 2）に相談することができます。

3 親族の呼寄せの申出をするには、「提出書類一覧」（別紙 2 へ）にある書類を準備して、出入国在留管理庁に提出する必要があります。書類は、郵便で出入国在留管理庁に送ってください。

4 書類を書くとき、あなたや「呼寄せ親族」の身分や経歴などについて、正確に書いてください。書類の内容が事実ではないことがわかった場合、今後の呼寄せができなくなることがあります。注意してください。

5 書類提出後の流れは、次のとおりです。

①閣議了解で決められた要件を満たしているかの事前確認



②UNHCR からの推薦



③「呼寄せ親族」の健康診断



④日本政府の受入れの決定



⑤出国前研修



⑥来日

（注 1）平成20年12月16日付け閣議了解「第三国定住による難民の受入れに関

するパイロットケースの^{じっし}実施について」又^{また}は平成^{へいせい}26年^{ねん}1月^{がつ}24日^{にち}付^づけ閣議^{かくぎりょうかい}了解^{りょうかい}
「第三^{だいさん}国^{こく}定住^{ていじゅう}よる^{よる}難民^{なんみん}の^の受入^{うけい}れの^{じっし}実施^{じっし}について」に^{もと}基づき^{もと}、日本^{にほん}に^う受け入^い
れられた^{だいさんこくていじゅうなんみん}第三国^{だいさんこく}定住^{ていじゅう}難民^{なんみん}。

^{ちゅう}(注^{ちゅう}2)^{こうえきざいだんほうじん}RHQ^{こうえきざいだんほうじん}(公益^{こうえき}財団^{ざいだん}法人^{ほうじん}アジア^{あじあ}福祉^{ふくし}教育^{きょういく}財団^{ざいだん}難民^{なんみん}事業^{じぎょう}本部^{ほんぶ})の^{れんらくさき}連絡先^{れんらくさき}は

^{つぎ}次^{つぎ}のとおりです。

TEL:03-3449-7011

FAX:03-3449-7016

Email:webmaster@rhq.gr.jp